



新型コロナウイルス感染症に関する第2回緊急事態宣言発出

～1月7日に新型コロナウイルス感染症対策本部が決定しました～

◆1月7日に開催された第51回新型コロナウイルス感染症対策本部の議論を踏まえ、同日、第2回目の緊急事態宣言が発出されました。対象範囲は東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県の一都三県で、期間は1月8日から2月7日までの31日間です。ただし宣言解除については、感染及び医療提供体制・公衆衛生体制のひっ迫状況が分科会提言におけるステージⅢ相当になっているかを勘案し、政府対策本部長(内閣総理大臣)が総合的に判断します。また解除後であってもステージⅡ相当以下に下がるまでは必要な対策を行うこととされています。ちなみに令和2年4月7日に発出された第1回の緊急事態宣言は、当初は1都6県、29日間でしたが、その後範囲は全国に広げられ、期間も49日間となりました。

まん延防止策としては、三密回避や距離の確保、マスク着用、手洗いなどの基本的な感染対策の徹底に加えて、①出勤者数の7割削減を目指す、②不要不急の外出・移動の自粛要請と20時以降の自粛の徹底、③イベント等の開催制限、④施設の使用制限等と飲食店の営業時間の短縮などが求められ、宣言が発出されていない地域においても、必要に応じてこれらの要請を機動的に行うこととされています。ただし前回早期に休校措置が取られた学校等については、子供の健やかな学びの保証や心身への影響の観点から一律の臨時休業は求めないとされ、保育所や放課後児童クラブ等については、感染防止策の徹底を行いつつ原則開所が要請されています。

この宣言を受けて、厚生労働省からは「緊急事態宣言が発出された地域における保育所等の対応について(周知)」、「緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応について」、「緊急事態宣言後の地域生活支援事業の対応について」、「介護サービス事業所によるサービス継続について(その2)」など、各局から多くの事務連絡が発出されていますので、ご確認ください。(事務局)

行政文書の押印は廃止の動きか

～見直しの基準に基づき廃止を検討～

◆わが国では紙に押印することを重視する慣行が行政や営業の現場に根強く残っており、そのことが社会のデジタル化を遅らせてきたと言われていています。新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐためにテレワーク(在宅勤務)の重要性が高まり、昨年4月27日の経済財政諮問会議でも「対面・紙(書面)・ハンコ(押印)」の見直しが見直されました。

昨年11月18日には「地方公共団体における押印見直しマニュアル」が内閣府で策定され、行政手続きにおける押印見直しの基準が示されました。(参考資料の図表1参照)。以前から認印の必要性については議論がありましたが、本人確認の目的としても代替可能な確認手段によることで廃止する方向となります。

このマニュアルを受けて、12月25日には厚生労働省から「押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令」が公布されて、健康保険法、医療法、介護保険法等の省令について見直しが行われました。

保育関係では、保護者が保育所の利用を希望する際に市町村から「保育の必要性の認定」を受けるために提出が求められる「就労証明書」に関して検討が進められています。この証明書には保護者の勤務先である事業所の押印が求められています。しかも現在は提出先の地方公共団体によってその様式も異なっていることから、令和3年度に様式の標準化とシステム化を行ったうえで、令和4年4月からの導入を目指します。

将来的には、押印だけの見直しでなく、現在対面・郵送等で行われている書類の授受について、eメールへの添付や所定システムへの入力で済むことになると思われます。(事務局)

社福法人、赤字の割合は28.5%

～WAMが貸付先の2019年度決算分析を公表～

◆独立行政法人福祉医療機構(WAM)は1月6日、社会福祉法人の2019年度の経営分析参考指標の概要を公表しました。これは貸付先の債権管理の一環として毎年WAMが調査分析しているもので、今回は8,386法人が対象となっています。

それによれば、サービス活動収益対サービス活動増減差額比率は、前年度と同率の2.9%でした。WAMは社会福祉法人の経営指標の集計を平成24(2012)年度から開始していますが、同指標は低下傾向を示しています(参考資料の図表2参照)。従事者1人当たりサービス活動収益は5,945千円と前年度より68千円上昇しています。法人の収益規模は公表されていませんが、この額に1法人当たり従事者数を乗ずることにより概ねの収益額が試算できます。ここ数年間、収益自体は増加していると考えられます。

従事者1人当たり人件費は4,000千円と前年度より58千円、率にして1.5%上昇しました。人件費比率も前年度から0.2ポイント上昇し67.3%となりました。

その他の費用の比率を見ると、事業費比率は13.4%で、前年度から0.3ポイント低下しましたが、事務費比率は10.5%、減価償却費比率は4.8%と、いずれも前年度横ばいとなっています。

経常増減差額が0円未満の赤字法人の割合は28.5%で、前年度から0.9ポイント改善したとのこと。前年度の赤字法人の割合は28.8%だったはずですが、いずれにしてもこれまでの経営悪化傾向がやや改善したと言えるでしょう。

2019年度の決算にはまだ新型コロナウイルス感染症の影響があまり反映されていません。2020年度の決算がどのようになるか、気になるところです。(事務局)

お知らせ

◆新年あけましておめでとうございます。本年も会員の皆様にご満足いただけるよう一層の努力を重ねてまいります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

◆第16回社会福祉社会計簿記認定試験の可否結果が、1月16日(土)に受験者様のマイページ上で公開予定です。ご協力を頂いた会員様におかれましては、心より感謝申し上げます。

◆FAX NEWS (PowerPointにて制作) は下記URL総福研ホームページからダウンロードしていただけます。どうぞご利用下さいませ。◆



一般財団法人
総合福祉研究会

本部事務局

TEL : 03-5961-6061
FAX : 03-3915-2661

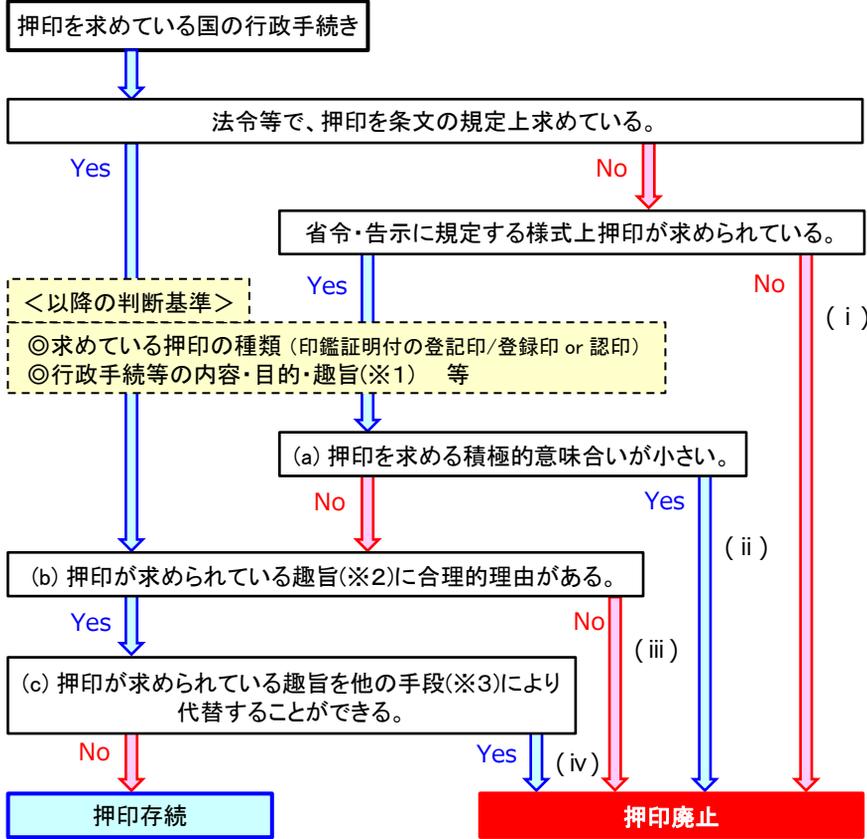
〒170-0004

東京都豊島区北大塚1丁目13-12 全経会館ビル2階

E-Mail info@sofukuken.gr.jp

URL http://www.sofukuken.gr.jp/

◆図表1 行政手続の押印見直し基準の図解



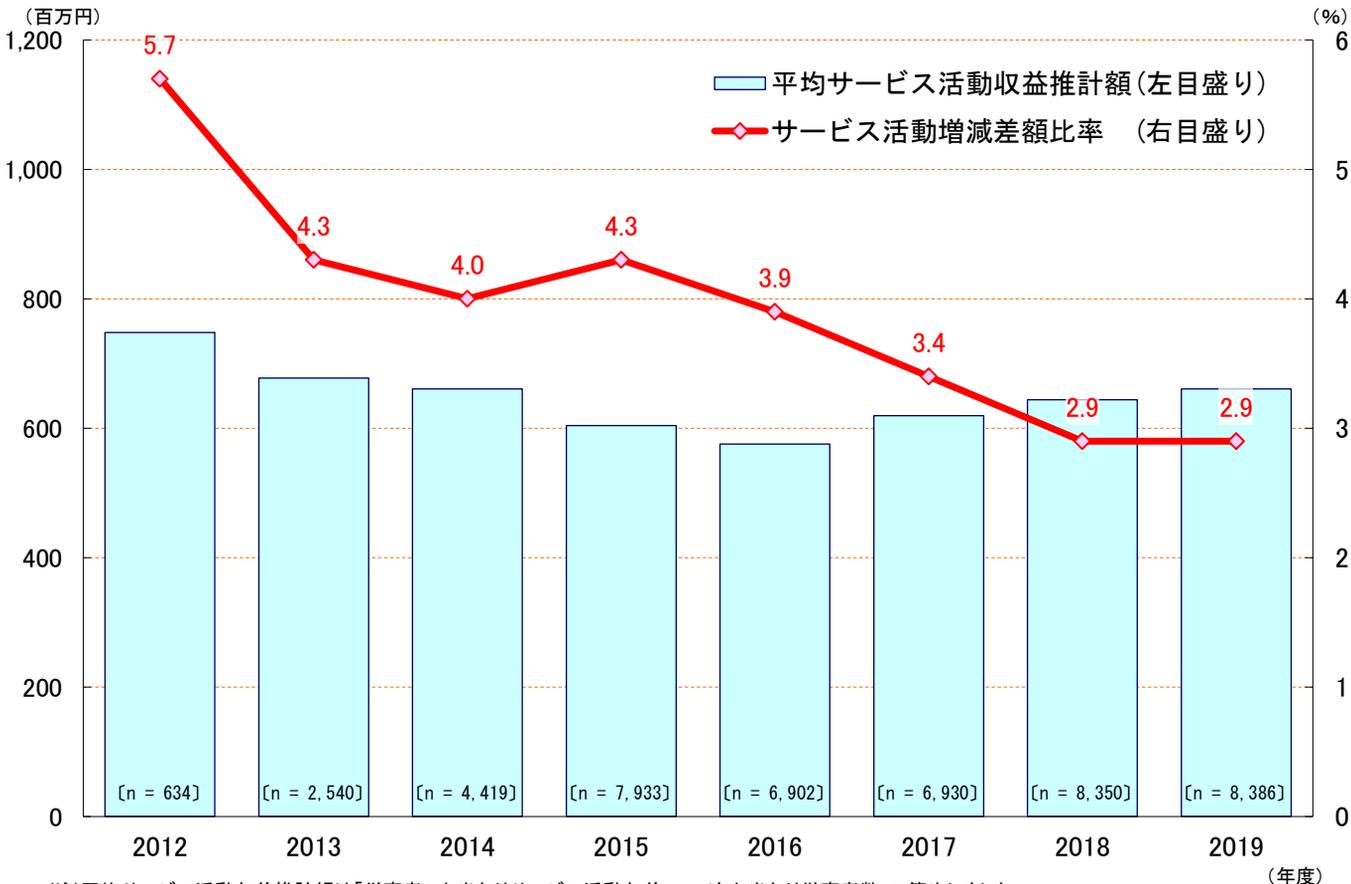
※1 行政手続等の内容・目的・趣旨等を踏まえるにあたっては、行政手続が継続的な関係の中で行われる場合には、押印を求める必要性が低いことに留意する必要があります。

※2 押印が求められている趣旨として、以下の3点が考えられますが、特に、認印は個人の認証としての効果は乏しいため、押印が求められている趣旨に対する効力が限定的であることに留意する必要があります。
①本人確認、②文書作成の真意確認、③文書内容の真正性の担保(詳細省略)

※3 押印が求められている趣旨を代替する手段としては、以下のような方法が考えられます。
・継続的な関係がある者のeメールアドレスや既登録eメールアドレスからの提出
・本人であることが確認されたeメールアドレスからの提出(本人であることの確認には別途本人確認書類のコピー等のメール送信を求めることなどが考えられる)
・ID/パスワード方式による認証
・本人であることを確認するための書類(マイナンバーカード、運転免許証、法人の登記書類、個人・法人の印鑑証明書等)のコピーや写真のPDFでの添付
・他の添付書類による本人確認
・電話やウェブ会議等による本人確認
・署名機能の付いた文書ソフトの活用(電子ペン等を用いたPDFへの自署機能の活用等)
・実地調査等の機会における確認

出典:2020.12.18内閣府「地方公共団体における押印見直しマニュアル【初版】」から

◆図表2 平均サービス活動収益推計額とサービス活動増減差額比率の推移



(注)平均サービス活動収益推計額は「従事者1人当たりサービス活動収益 × 1法人当たり従事者数」で算出しました。

資料:福祉医療機構「社会福祉法人の経営分析参考指標」から試算、作成